

東北医療機器協会 定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、構成会員である東北6県の各県医療機器販売業協会（以下 各県協会とする）相互の情報交換および親睦を図り、その上部団体である日本医療機器販売業協会（以下 医器販協とする）東北ブロックとして会費等の請求・授受・管理および情報伝達の効率化を果たすことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、東北医療機器協会（別称 医器販協東北ブロック）と称する。

(地域及び事務所)

第3条 本会の地域は、東北地区（青森・秋田・岩手・山形・宮城・福島）とし、事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各県協会と医器販協間での会費等の請求・授受・管理を代行し、効率化を果たす。
- (2) 各県協会の協会員全員が参加できる総会を年1回開催し、相互の情報交換および親睦を図る。
- (3) 各県協会の代表者（会長および理事等若干名）が医器販協から発信される情報の伝達や医器販協への提言を協議する場として、理事会を年2～3回開催し、東北地区への情報の周知ならびに東北地区の意見の集約を行う。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第3章 会 員

(構成)

第5条 本会の会員は、構成会員である各県協会ならびにその正会員とする。

(会費)

第6条 会費は各県協会会費・当会会費・医器販協会費および医療機器業公正取引協議会会費に分類され、各会員企業に対し、当会がまとめて請求・会費受領を代行し、医器販協・各県協会および公取協へ

納入する。

2項 上記と同様に、各県協会で承認を受け新しく会員になった場合には、規定の入会金および年会費を納入するものとする。

3項 各会費および入会金の金額は別途会費規定に定める

(退会)

第7条 各県協会は、退会を承認した場合には速やかにその旨を当会に報告するものとする、また当会は医器販協への報告をする。

第4章 役員等

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く(総人数18名)

- (1) 会長(1名)
- (2) 副会長(5名)
- (3) 会計監事(2名)
- (4) 理事(10名)

(役員を選任)

第9条 各県協会は会長ならびに副会長もしくは理事を1名ないし2名、当会の理事として選任する。

- 2項 当会の会長は、各県協会会長6人の中から互選により1人を選任する。
- 3項 副会長は、会長以外の各県協会会長5人が選任される。
- 4項 会計監事2人、各県協会から選出された理事の中から、正副会長で選任する。

(役員等の報酬および費用負担)

第10条 役員は無給とする。また、理事会等への参加のための交通費等の費用は負担しない。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2項 補欠または増員により就任した役員任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3項 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 4項 会長の任期は、2期4年を越えないものとする。

第5章 会議

(総会および理事会)

第12条 本会の会議は、総会および理事会とする。

(総会の議決事項)

第13条 総会の議決はあらかじめ通知した事項のみとする。ただし、出席代議員の過半数の同意を得たときは、この限りではない。

2項 総会においては、会則で特に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 2年に1度の改選時における新理事の承認

(総会の議決権)

第14条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

2項 正会員は、やむを得ない理由のために総会に出席できない場合、あらかじめ通知された事項及び内容について書面をもって、表決し、または他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の定足数)

第15条 総会は正会員総数の過半数の出席をもって成立する。

2項 前条第2項の規定により、議決権を行使する正会員は、前2項の規定の適用について、出席とみなす。

(総会の議事録の記載事項)

第16条 総会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及びその出席者数並びに書面または代理人による出席者数
- (3) 議事の経過の概要
- (4) 議決事項

2項 議事録には、議長及び出席正会員の中の2名以上が記名捺印する。

(理事会の開催、招集、議長)

第17条 理事会は、総会前の1回を含む年2～3回開催する。

2項 理事会は、会長が招集し、その議長の任にあたる。

(理事会の議決事項)

第18条 理事会は、理事をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 会則に定める事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- (4) その他会長の付議する事項に関すること。

(理事会の定足数、議決権)

- 第19条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。
- 2項 理事会の議決は出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議事録の記載事項)

- 第20条 理事会の議事録については、第16条の規定を準用する。

第6章 事務局

- 第21条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2項 事務局には、職員若干名を置くことができる。

第7章 資産及び会計

(会計期間)

- 第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

- 第23条 本会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 会費
 - (2) 入会金
 - (3) 寄付金
 - (4) 資産から生ずる収入
 - (5) その他の収入

(資産の管理)

- 第24条 本会の資産は、理事会の議決を経て、会長の指示の元、事務局が管理する。

(経費の支弁)

- 第25条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

- 第26条 事業計画及び収支予算は、定時総会前に会長の指示の元、事務局が作成し、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第27条 会長の指示の元、事務局は事業報告書及び決算書並びに財産目録を毎事業年度終了後、遅滞なく作成し、会計監事の監査を受け理事会の議決を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

2項 会計監事は、前項の事業報告書および決算書並びに財産目録を受領した時は、遅滞なくこれを監査し、総会日の1週間前までに意見書を会長に提出しなければならない。

第8章 雑 則

(委任)

第28条 この会則に定めのない事項については、理事会の議決を経て会長が決定する。

附 則 1. この会則改正は、総会で承認された日から施行する。

2. この会則の施行後、最初に選出された役員の任期は、第11条の規定にかかわらず、選出された日から第1回定時総会の日までとする。

(附則)

この定款は平成7年4月1日より執行する。

(平成20年4月1日)

この定款の変更は平成20年4月1日より執行する。

(平成24年6月22日)

この定款の変更は平成24年4月1日より執行する。